

# 令和2年度愛媛県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金の概要

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により利用客が減少した県内公共交通の利用回復を緊急的に支援するため、「新しい生活様式」に対応しながら利用回復、促進を図る公共交通事業者の取組みに補助金を交付することで、感染症からの反転攻勢に向けて準備し、本県公共交通機関の維持・活性化を図る

## 2 実施期間

補助金交付申請期間：交付要綱施行の日 から 令和2年9月30日（水）まで  
（ただし、申請受付の状況により、延長する可能性あり）

補助事業実施期間：交付決定の日 から 令和3年3月31日（水）まで  
（期限までに事業が終了し、支出が完了する必要があります。）

## 3 申請窓口

愛媛県 企画振興部 地域振興局 交通対策課 交通政策グループ  
（総括：相原、鉄道及びバス：岡本、航路：藤田）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL：089-912-2251（課直通） FAX：089-912-2249

E-mail：koutsu@pref.ehime.lg.jp

※申請書等は、「持参」又は「郵送」でお願いします。（持参の場合は、TEL 要予約）  
また、申請内容については、なるべく申請前に各担当とご相談をお願いします。

## 4 補助対象事業者

公共交通（鉄道、バス、航路）を営む以下の交通事業者のうち、(1)及び(2)の要件を満たす事業者

区分	交通事業者
鉄道	四国旅客鉄道株式会社 伊予鉄道株式会社
バス	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、同法施行規則第3条の3第1号に定める路線定期運行又は同条第2号に定める路線不定期運行を営む者。ただし、市町が主体的に計画し、運行するもの（いわゆるコミュニティバス）のみを営む者を除く。
航路	海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条第1項に定める一般旅客定期航路事業者。ただし、離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第3条に定める航路補助金を受ける者を除く。

(1) 県内に本社又は営業所がある者

(2) 令和2年3月から令和2年5月までの間で、輸送量（人員又は台数）又は輸送に係る収入が前年同期比10%以上減少した期間が1箇月以上あること。

（例：3月29日から4月28日まで（31日間）、4月29日から5月28日まで（30日間））

## 5 補助対象事業

対象となる交通事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響による利用低迷に立ち向かい、感染予防対策ガイドラインに基づく感染防止対策を実践しながら、「新しい生活様式」に対応して実施する利用促進事業(ただし、原則として県内向けに行う事業に限る。)のうち、次の(1)～(3)の事業から、選択して実施(複数選択も可)

事業の類型	想定される補助対象事業	想定される補助対象経費
(1) 調査・企画検討に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい生活様式」対応感染防止型公共交通運用実証事業(感染拡大防止措置や混雑回避に向けた増結・増便措置など、感染防止や3密回避に資する取組み)</li> <li>・パーク&amp;ライドやキャッシュレス化、MaaSなどの調査企画検討事業</li> <li>・利用促進に係る利用者ニーズ等調査把握事業</li> <li>・先進機器を活用した利用促進実証事業(新たなサービスにより需要を創出するための環境整備) など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に要する設備整備費</li> <li>・混雑緩和のために増便する動力費</li> <li>・先進機器導入費</li> <li>・調査委託費</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 広報宣伝に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい生活様式」対応型公共交通の利用者へのPR事業</li> <li>・利用促進に係る広報宣伝事業</li> <li>・利用促進に係るキャンペーン事業 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター、チラシ制作費</li> <li>・CM、デジタルサイネージ制作放映料</li> <li>・キャンペーンやイベントの開催費用</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
(3) 新たな旅行商品の造成に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行商品の企画造成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品造成に係る販売促進費</li> <li>・モニターツアー実施費</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### 【補助対象とならない経費】

- 経常的に発生する人件費
- 運行欠損費(割引運賃の差額を含む。)
- 租税公課費
- 感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用(感染症拡大防止又は感染拡大への対応として公共交通の利用に必要な施設の整備費用を除く)
- 消費税及び地方消費税
- その他知事が不相当と認める経費

## 6 補助率 10分の10

## 7 補助金限度額 申請時点における下表の事業規模に応じて設定

区分	事業者の区分	補助限度額
鉄道	鉄軌道の総延長が100km超	2,000万円
	鉄軌道の総延長が100km以下	1,000万円
バス	乗合バスの車両数が100以上	1,000万円
	乗合バスの車両数が10以上100未満	500万円
	乗合バスの車両数が10未満	300万円
航路	船舶の総トン数5000トン以上	1,000万円
	船舶の総トン数1000トン以上5000トン未満	500万円
	船舶の総トン数1000トン未満	300万円

※ 乗合バス(乗合事業用自動車)は、県内の営業所に所属するものに限る。

## 8 注意事項

- 補助金の交付は、1事業者当たり1回限りとします。複数回に分けて申請することはできません。
- 国、愛媛県、他の地方公共団体及びその他の団体から、本補助金以外の補助金等を受ける事業は、対象外です。
- 県税に未納のある事業者は、交付を受けられないことがあります。
- 事業の着手は、交付決定後となります。事業の着手とは、事業実施のための発注など、直接的な経費の発生を伴うものをいいます。